

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和7年2月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400248号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400048号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成28年9月23日は54万2,000円、平成29年9月22日は58万3,000円に訂正することが必要である。

平成28年9月23日及び平成29年9月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月23日及び平成29年9月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年9月23日  
② 平成29年9月22日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成28年9月23日及び平成29年9月22日に係る賞与明細書、賞与支給控除一覧表、賞与銀行振込依頼書、平成28年及び平成29年給与所得に対する源泉徴収簿、課税庁から提出された平成28年分及び平成29年分給与支払報告書(以下、併せて「賞与に係る明細書等」という。)並びに事業主の回答によると、請求者は、同社から請求期間①は60万円、請求期間②は65万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は60万円、請求期間②は65万円)の支払を受け、請求期間①は54万2,000円、請求期間②は58万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は4万9,236円、請求期間②は5万3,339円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与に係る明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 54 万 2,000 円、請求期間②は 58 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400169号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400047号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月29日から昭和46年3月1日まで  
60歳になる頃に社会保険事務所(当時)において、請求期間に3か月の厚生年金保険被保険者記録が6回ほどあったことを確認したが、担当者(社会保険労務士)に消されてしまった。そのため、これまでに年金記録の訂正請求を数回したが、いずれも訂正をしない旨の決定がされた。

しかし、請求期間においてA社にC職として勤務していたことは間違いないので、訂正をしない旨の決定に納得できない。

新たに提出する資料はないが、消された厚生年金記録を回復するために審査請求をしたいので、再度、審議をしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) B社から回答された請求者に係る人事記録により、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間については在籍が確認できるものの、同社の担当者は、請求者が昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまではD職としての期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述していること、ii) 上述の人事記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、同社は、保管する原簿を基に人事記録を作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が誤って記録されていたと主張する氏名での年金記録も確認できない旨回答していること、iii) E健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記録について、被保険者情報の保存期間が経過しており、記録を確認できない旨回答していること、iv) 請求者が記憶する同僚3名のうち、2名は既に死亡しており、残る1名については請求者が照会を希望しておらず、同僚からは請求者の請

求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、v) 日本年金機構が保管している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の記録を確認したものの、請求者と同姓同名で生年月日が同日の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、請求者が誤って記録されていたと主張する氏名で生年月日が請求者と同日の厚生年金保険被保険者記録も確認できないこと、vi) 請求者は、平成14年の60歳になる頃に社会保険事務所の担当者（社会保険労務士）が厚生年金保険被保険者記録を消した旨主張しているものの、当該担当者及び当時の経緯について、日本年金機構は、窓口相談の資料はなく、担当者の特定もできない旨回答していること、vii) 請求者は、年金記録確認F地方第三者委員会に、請求者のA社の勤務実績の記録を黒塗りにされ、D職に書き換えられた資料がある旨主張しているものの、当該資料は特定できないことなどから、既に平成29年5月26日付け、平成31年4月23日付け、令和2年10月20日付け、令和3年6月22日付け及び令和5年1月27日付けで、年金記録の訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が消された旨強く主張し、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出もなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。